

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 8 月 4 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門長 銭谷 弘

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 動物プランクトン及び粒状有機物の安定同位体比分析業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 4 年 2 月 1 0 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、契約希望単価に各予定標本数を乗じて算出した金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(当該金額に1円未満の端数を切り捨てた金額)を100分の10に相当する金額を記載すること。また、入札者は、消費税及び地方消費税を積もった金額を記載すること。また、入札者は、消費税及び地方消費税を積もった金額を記載すること。また、入札者は、消費税及び地方消費税を積もった金額を記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識、技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備すると共に、業務責任者(分析結果における全責任を負う者)を有していることを証明した者であること。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。
- ① 直接交付  
長崎県長崎市多良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門管理課  
電話 095-860-1604  
FAX 095-850-7767
- ② 郵送による交付  
封書に「(単価契約)動物プランクトン及び粒状有機物の安定同位体比分析業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒(角2)に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「(単価契約)動物プランクトン及び粒状有機物の安定同位体比分析業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等 仕様書等に関する質疑がある場合は、令和3年8月12日  
記載）又は取扱い説明会等において、上記2.（5）及び（6）を証明する証明  
日記をとり説明会等に代る。内容個人に関する情報であつて特定の個人を侵害  
疑うと説明お、当該日以降に質疑が生じた場合も随時受け付け、  
同様に、質疑内容が記述がある場合は、当該箇所を伏せ  
人等を識別し得るおそれを公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 証明に関する事項 競争参加者は、上記2.（5）及び（6）を証明する証明  
書等提出しなればならない。  
（1）証明書等 入札説明書による。  
（2）提出場所 3. ①に同じ。  
（3）提出期限 令和3年8月23日 13時00分

6. 入札の日時及び場所等  
（1）入札の日時及び場所 令和3年8月30日 14時00分  
長崎県長崎市多良町1551-8  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
長崎庁舎小会議室  
（2）郵便による入札書の 令和3年8月30日 12時00分  
受領期限及び提出場所 3. ①に同じ。

7. その他  
（1）契約手続きにおいて 日本語及び日本国通貨。  
使用する言語及び通貨  
（2）入札保証金及び契約保証金 免除。  
（3）入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書  
及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。  
（4）契約書作成の要否 要。  
（5）落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札  
を行った入札者を落札者とする。  
（6）競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書  
写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。  
（7）詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表  
（1）公表の対象となる契約先 当該契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相  
当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として  
再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
<sup>※注2</sup>  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発  
法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
<sup>※注1</sup> 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する  
者であるかを問わず、経営業務運営について、助言すること等により影響力を与  
える者と認められる者を含む。  
<sup>※注2</sup> 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げ  
られた額による。取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績  
による。

（2）公表する情報  
上記（1）に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約  
締結日、契約先の名目、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当  
機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれ

- かに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力を願います。また、応募若しくは応募又は契約の締結を、応札若しくは応募又は契約の締結を、ご了知願います。

## 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

1. 件 名 (単価契約) 動物プランクトン及び粒状有機物の安定同位体比分析業務

## 2. 業務及び目的

### (1) 東シナ海における動物プランクトン及び粒状有機物の安定同位体比分析業務

本業務は、東シナ海における低次生態系の食物網構造を把握するため、東シナ海で採集された動物プランクトンと粒状有機物の安定同位体比を測定することを目的とする。

### (2) クロマグロ産卵海域に分布する動物プランクトンの安定同位体比分析業務

本業務は、クロマグロの産卵場における食物網構造を明らかにし、クロマグロ仔稚魚の生息環境の特性を把握するため、南西諸島周辺海域～日本海の産卵場で採集された動物プランクトンの安定同位体比を測定することを目的とする。

## 3. 予定検体数 合計 700 検体程度

業務(1) 400 検体 (10月までに順次送付)

動物プランクトン

#### ①バルク試料: 60 検体(20 試料×3 副試料)

プランクトンネットで採集し、不織布袋で海水を除去して冷凍保存したサンプル 1 試料とし、1 試料から副試料を 3 個作成すること(処理の詳細は「6.業務内容」を参照)。

#### ②種別試料: 240 検体

動物プランクトンの種類別に 1-2ml の小型ピストン缶、あるいはマイクロチューブに入れて冷凍保存、あるいは 10%ルゴール海水で固定し、冷蔵保存した試料を 1 検体とする(1 検体の湿重量は 3mg 以上とする)。

粒状有機物(POM)

#### ③POM 試料:100 検体

2~10L の海水に含まれる POM を直径 47mm あるいは 25mm の GF/F フィルターで濾過捕集し、フィルターケースに入れて冷凍保存した試料を 1 検体とする。ブランクフィルターも含む。

業務(2) 300 検体 (11月までに順次送付)

動物プランクトンの種類別に 1-2ml の小型ピストン缶、あるいはマイクロチューブに入れて冷凍保存した試料を 1 検体とする(1 検体の湿重量は 3mg 以上とする)。

4. 納 入 場 所 長崎県長崎市多以良町 1551-8

国立研究開発法人水産研究・教育機構 長崎庁舎

5. 履 行 期 限 業務(1) 令和 3 年 12 月 24 日

業務(2) 令和 4 年 2 月 10 日

## 6. 業 務 内 容

### ① 試料等の確認

請負業者は試料受領後、速やかに試料と試料一覧表を照合し、試料の状態等について確認を行い、担当職員へ受領した旨を連絡する。試料と試料一覧表との不一致や輸送中の事故があった場合は、取扱いについて担当職員と協議する。なお、引き渡しにかかる送料等は当所負担とする。

### ② 乾燥重量測定

試料を凍結乾燥した後、乾燥重量を測定する(測定精度は 0.01mg)。重量を測定後に以

下の作業を行う。

③ 脱炭酸処理(POM サンプルのみ)

塩酸を用いて試料に含まれる炭酸塩を除去する。処理方法の詳細については担当職員と打合せを行うこと。

④ 脱脂処理(一部の動物プランクトンサンプル 30 検体程度)

クロロフォルム:メタノール混合溶液などを用いて試料の脂質を除去する。各試料毎の脱脂処理実施の有無、処理方法の詳細については担当職員と打合せを行うこと。

⑤ 分析用試料の作成

各試料は、0.01mg の精度で秤量し、分析用スズ箔に封入する。封入量は、事前に当研究所の担当研究者に説明し、合意を得ること。なお、動物プランクトンのバルク試料については、②の処理後に粉体化し、粉体試料から3つの副試料を作成し、分析に供すること。

⑥ 元素分析

各試料に含まれる炭素(C)及び窒素(N)量は、有効数字2桁以上まで測定すること。

⑦  $\delta^{13}\text{C}$  及び  $\delta^{15}\text{N}$  安定同位体比の測定

各試料は連続フロー型同位体比質量分析計により測定すること。

分析精度は、標準試料等(例:炭素標準物質はPDB、窒素標準物質は大気中の窒素ガス)の同一試料を連続5回分析し、その標準偏差で判断する。 $\delta^{13}\text{C}$ は0.1‰以内、 $\delta^{15}\text{N}$ は0.2‰以内とする。なお、使用する分析精度の確認は、試料の測定日毎に1回以上実施し、報告時にそれらのデータも合わせて提出すること。

試料10検体毎に標準試料を分析し、報告時にそれらのデータも合わせて提出すること。

⑧ 成果品提出

以下の情報を試料毎にエクセル等で整理し、担当職員宛に電子メールにて提出する。

- ・炭素、窒素の安定同位体比( $\delta\text{X}$ )
- ・炭素、窒素の元素量及びCN比(%C、%N)
- ・試料の乾燥重量(精度0.01mg)

なお、順次引き渡した試料は速やかに分析し、暫定結果を提出すること。提出時期は担当職員と協議することとする。また、測定の生データ(クロマトピークデータ及び安定同位体比を計算するのに必要な測定値)も合わせて提出すること。送付した試料のうち、測定後の残りの試料は、速やかに当所に返送すること。

## 7. その他

- ① 安定同位体比の測定にあたり、燃焼管の温度ドリフトによる分析精度の低下を軽減するため、可能な限り同一日に連続して分析すること。
- ② 業務に必要な消耗品等は請負業者にて準備すること。
- ③ 成果品の提出の際は必ずファイルのウィルスチェックを行うこと。
- ④ 成果品について当所におけるチェック結果によっては該当の全サンプルの再検を求められることがある。また仕様書に反する成果品が提出された場合や当所でのクロスチェック結果と大きく異なる場合においても全サンプルの再検を求められることがある。
- ⑤ 詳細については担当職員の指示に従うこと。特に作業中に疑義が生じた場合は、必ず担当職員と打ち合わせを行い、合意を得たうえで作業を進めること。
- ⑥ 本業務で知り得た情報について、取扱責任者を置き、社内で適切に管理を行うこと。
- ⑦ 業務で知り得た情報について、第三者への開示をしないこと。